

消費者保護ルールの在り方に関する検討会（第 51 回）
令和 4 年改正電気通信事業法施行規則への対応状況に関するヒアリング
追加質問事項

<質問>

(1) 2019 年事業法改正に伴い、移動体通信においては既往契約に関する法令等に不適合な点の解消を経験している経験は活かせるものと考えられるでしょうか。または、今般の論点と異なるような状況や環境が存在するとお考えでしょうか。

(2) 「既往契約のお客様」への不利益の発生は、その後の個別の特典等対応により（特典等を受ける時間的違いはあるが）回避可能とはならないでしょうか。

(西村構成員)

(KDDI 株式会社 回答)

(1)

- 移動体通信は技術や料金プランの変化が大きく、流動性が比較的高いサービスである一方、FTTH はライフサイクルが長く、移動体通信と比較して変化がほとんど無いことから、十分な猶予期間が必要とご説明した次第です。
- よって、サービスの性質が異なることから、移行の取組みに関して、移動体通信での対応をそのまま参考にすることは難しいのではないかと考えております。
- しかしながら、今後、経過措置の廃止について明確な期間が定められた際には、当社においても当該期間にて対処するよう努めてまいります。

(2)

- 将来的に経過措置を廃止した場合、「既往契約のお客さま」への不利益の発生は、現時点においては想定しておりません。

以上